

県南広域振興局長告示第45号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年4月7日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500228	ひだまり水沢☆きらり	奥州市水沢川原小路18番地6	社会福祉法人岩手ひだまり会	令和2年4月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500228	ひだまり水沢☆きらり	奥州市水沢川原小路18番地6	社会福祉法人岩手ひだまり会	令和2年4月1日